

正月「休み」

新年あけましておめでとうございます。皆さん、お正月はいかがお過ごしでしたでしょうか。一般的に年末年始はまとまった休みが取れる数少ない機会のため、家族そろって身も心もゆっくりと休めたいのが本音です。でも実際には、忘年会や新年会、実家への帰省といった過密なスケジュールに追われることも多く、特に人が集まる場所に行っただけなら何かと気を遣う場面が多くなりがちです。

そんな慌ただしい年末年始に用意されるのがおせち料理。正月三が日くらいは女性が台所に立たなくてもいいようにとの配慮から、日持ちのする料理になったというのはよく知られるところですね。でも、一緒に食べられるお雑煮も、実は同じ理由で古くは男性が調理するものとされていたことは、皆さんご存知でしたでしょうか？日ごろ忙しい女性に休んでもらうために、お正月に行われる風習や食事、また家事などは全て男性が行うこととされたのですね。

ここ東濃地方特有の風習として、正月二日の朝に自然薯を使ってとろろ飯を食べるといわれるのがあります。その由来は、かき込むように食べる姿から富をかき込むようにと願ったとするものや、自然薯が年を追うごとに大きく長くなることから、出世や長生きを連想させる縁起物となったとするものなど、さまざまです。また、消化にも良いことから、年末年始の暴飲暴食で疲れた胃をいたわるといいう意味もあるようです。そしてこのとろろ飯を用意するのは誰かといいますが、これまた男性の仕事とされているのです。

ここまで書くと、世の男性から「せっかくの休みなんだからゆっくりさせてよ」なんて不満の声が聞こえてきそうです。お正月の家事を最小限にしたいのは男性も女性も同じこと。仲良く分担し、気持ちのいい新年を過ごしたいものです。そのためにも、普段からも偏りのない家事分担をしておけるといいですね。

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

新成人の皆さんは特にご注意ください！
安易な契約行為は絶対にやめましょう

新成人として新年を迎える皆さん、おめでとうございます。門出に際し、消費生活相談のお話。

全国の消費生活センターなどに寄せられる相談をみると、20歳を迎えた成人の方の相談件数は未成年者と比べて多くなり、その契約金額も高額になります。満20歳で未成年者契約の取消しという保護がなくなり、社会経験が乏しい若者が悪質業者に狙われ、消費者トラブルに巻き込まれるケースが全国各地で発生しています。

契約はいったん結びと、契約当事者として責任が発生し、一方的に「やっぱりやめたい」と思っても容易にやめることはできません。契約をする際には、成人として契約責任を負う立場であることを自覚し、安易な気持ちで契約することはやめましょう。また、あやふやな返事は悪徳業者に付け入る隙を与えます。「お金がない」は断り言葉になりません。きっぱり「契約しません」と勇気をもって伝えましょう。

それでも万が一トラブルに巻き込まれた場合は、一人で抱え込まず周りに助けを求めてください。そして、早めに相談に来てください。

消費生活相談窓口

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時(予約優先)

場所 市役所1階 まちづくり推進課

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

